

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和6年9月19日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
食品開発研究所長 有福 一郎
(公 印 省 略)

1 業務概要

(1) 業務名

FOODEX JAPAN 2025 出展用食品パッケージ及び展示ブース装飾等制作委託業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の内容

本業務は、鳥取県内で排出されるフードロス素材を鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）で開発した技術を活用して新たな食品として開発を目指す「フードテック活用食品開発促進事業」により開発した食品を、国内最大級の食品・飲料展である「FOODEX JAPAN2025」に出展し、バイヤー等への PR 及びニーズ把握を行うことで、フードテック活用食品の販路拡大につなげることを目的としている。出展にあたり、食品パッケージ制作及び展示ブース装飾物制作等を行うものであり、業務内容詳細は、FOODEX JAPAN 2025 出展用食品パッケージ及び展示ブース装飾等制作委託業務プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）及び FOODEX JAPAN 2025 出展用食品パッケージ及び展示ブース装飾等制作委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月14日まで

(4) 予算額

1,400,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※当該金額は（2）に係る委託料の予算額であり、業務の遂行に当たり必要となる人件費及び事業費（旅費、会議費、外注費、雑費、一般管理費等）等全ての経費は、委託料に含める。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その営業種目が「イベント・広告・企画」の「デザイン企画」に登録されている者又は登録申請中の者であること。

(3) 本件調達の公告日から本業務のプレゼンテーションの日までの間のいずれの日においても、鳥

取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていないこと。

- (4) 本件調達の公告日から本業務のプレゼンテーションの日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所等を有していること。

3 参加表明書の提出及び審査

- (1) このプロポーザルに参加しようとする者は、実施要領に基づき、参加表明書その他必要とする書類を令和6年10月15日（火）午後5時までに8（1）の担当部署に提出すること。
- (2) (1)により提出された参加表明書は、2の参加資格要件の審査を行い、その結果を令和6年10月18日（金）までに書面により通知する。

4 企画提案書等の提出及び評価

- (1) 参加表明書を提出した者のうち3の（2）の審査により企画提案者として選定された者は、実施要領に基づき、企画提案書その他必要とする書類（以下「企画提案書等」という。）を令和6年10月24日（木）午後5時までに8（1）の担当部署に提出すること。
- (2) (1)により提出された企画提案書等は、FOODEX JAPAN 2025 出展用食品パッケージ及び展示ブース装飾等制作委託業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において、審査委員が審査を行う。
- (3) 企画提案書等の提出後に2の参加資格を有しないことが判明した者並びに実施要領と仕様書の規定に適合しないもの及び虚偽の記載がなされた企画提案書等を提出した者は失格とする。
なお、失格者には、速やかにその旨を通知する。
- (4) 企画提案書等を提出した者（失格者を除く。）は、審査会に対するプレゼンテーションを行う。
プレゼンテーションは、次のとおり予定しており、その日程等の詳細は後日通知する。
なお、このプレゼンテーションに欠席した者は失格とする。

ア 実施日 令和6年10月30日（水）予定

イ 実施場所 米子コンベンションセンター 会議室（米子市末広町294番地）

5 最優秀提案者の選定

- (1) 提出のあった企画提案書等は、別途策定した評価項目、評価基準に基づき、審査委員が評価し採点する。
- (2) 審査会において、各審査委員の評価点を合計した得点が最も高い者を最優秀提案者として選定する。
- (3) 最優秀提案者以外の者について、得点の高い順に順位付けを行う。
- (4) 最優秀提案者及び最優秀提案者以外の者に、評価結果を書面で通知する。

6 契約の締結

最優秀提案者として選定された者と速やかに契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結

する。この協議には、仕様書及び企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。

なお、協議が不調のときは、5の(3)により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

7 契約保証金

受託者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、センター会計規程により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8 担当部署等

(1) 担当部署

部 署：地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 食品開発研究所

担 当：総務担当 富田

住 所：〒684-0041 境港市中野町2032-3

電 話：0859-44-6121

ファクシミリ：0859-44-0397

メール：tiit-shokuhin@tiit.or.jp

※メール送信された場合は、見落としを防ぐため念のため電話にて一報を入れること

(2) 実施要領等の交付

実施要領及び仕様書その他の資料は、令和6年9月19日(木)から同年10月15日(火)午後5時までの間にセンターのホームページ(<https://www.tiit.or.jp/>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和6年9月19日(木)から同年10月15日(火)までの日(日曜日及び土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

8(1)の担当部署

(3) 参加表明書等の提出方法

参加表明書、企画提案書その他このプロポーザルに関してセンターに提出する書類は、持参、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものにより、8(1)の担当部署に提出すること。

なお、郵便又は信書便による申込みは、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。

9 その他

詳細は、FOODEX JAPAN 2025 出展用食品パッケージ及び展示ブース装飾等制作委託業務プロポーザル実施要領による。